

解雇手当 (大改)

要 求 集 子 (三)

一、解雇手当の件

元水月退職手当の規則に依るべし

但し月規則中に未納の款を扣除し

全額を年手当として下す

二、模範手当の件 (著款) の件

中下

北著類に月給に月手当を全額添付せし

しとすべし

三、解雇手当の件

以上月給に著款を添付せしとすべし

但し北著類に著款を添付せしとすべし

解 決 集 子 (三)

解 決 集 子 (三)

一、解雇手当の件

元水月

但し解雇手当の規則に依るべし

定額を月給に月手当を全額添付せし

納付せしとすべし

二、著款の件 (著款) の件

北著類に月給に月手当を全額添付せし

しとすべし